

## 宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果について

宮城県内で流通する食品等について、収去検査<sup>(注)</sup>により下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

(注)収去検査

食品衛生法第28条に基づき、厚生労働大臣や知事等が食品の安全の確保、飲食による危害の発生防止及び国民の健康の保護を図る上で必要があると認めるとき、営業者やその他の関係者から無償で食品等を提供させ、試験検査を行うこと。

### 記

- 検体採取日 令和4年9月26日, 27日, 30日
- 検査結果判明日 令和4年9月29日, 30日
- 検査機関 宮城県食肉衛生検査所, 宮城県保健環境センター
- 測定機器及び測定法 一般食品は、主にNaIシンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング法で測定します。ただし、結果がスクリーニングレベル(50Bq/kg)を超えた場合やその他の食品区分は、ゲルマニウム(Ge)半導体検出器による精密検査法で検査結果を確定します。
- 検査結果 全ての品目について、基準値を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。詳細は下表のとおりです。

No	食品区分	品目	製造所(加工所)の所在地	検査法	放射性セシウム測定値(Bq/kg)
1	一般食品	豚肉	宮城県石巻市 <sup>※1</sup>	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
2	一般食品	豚肉	宮城県石巻市 <sup>※1</sup>	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
3	一般食品	豚肉	宮城県大崎市 <sup>※1</sup>	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
4	一般食品	豚肉	宮城県登米市 <sup>※1</sup>	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
5	一般食品	豚肉	宮城県登米市 <sup>※1</sup>	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
6	牛乳	牛乳	新潟県	Ge	不検出 <sup>※3</sup>
7	一般食品	魚肉ソーセージ	栃木県	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
8	一般食品	魚肉ソーセージ	栃木県	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
9	一般食品	こんにゃく	青森県	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
10	牛乳	乳飲料	宮城県仙台市	Ge	不検出 <sup>※3</sup>
11	乳児用食品	粉ミルク	群馬県	Ge	不検出 <sup>※3</sup>
12	一般食品	うどん	宮城県仙台市	NaI	不検出 <sup>※2</sup>
13	一般食品	そうざい(とり唐揚げ)	宮城県登米市	NaI	不検出 <sup>※2</sup>

※1 豚の生産地を記載しています。

※2 不検出とは、スクリーニング法における測定下限値未満であったことを示しています。測定下限値は基準値の1/4の濃度以下で検出限界値以上の値であることが条件であり、一般食品の場合には25Bq/kgとしています。

※3 不検出とは、精密検査法における検出限界値未満であったことを示しています。検出限界値は測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、基準値の1/5の濃度以下で、測定毎に異なります。

(参考)

食品区分	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値(Bq/kg)	10	50	50	100

(参考)

## 令和4年度宮城県内流通食品等の放射性物質検査結果

令和4年10月5日

### <精密検査>

食品区分	検査 件数	内訳 <sup>※1</sup>		基準値以下件数			基準値 超過 (Bq/Kg)	基準値 (Bq/kg)
		県内	県外	不検出	~10 (Bq/kg)	11~50 (Bq/kg)		
飲料水	4	1	3	4	0	/	0	10
牛乳	23	16	7	23	0	0	0	50
乳児用食品	9	0	9	9	0	0	0	50
一般食品 <sup>※2</sup>	0	0	0	0	0	0	0	100
計	36	17	19	36	0	0	0	/

### <簡易検査（スクリーニング法）>

食品区分	検査 件数	内訳 <sup>※1</sup>		基準値以下件数			基準値 超過 (Bq/Kg)	基準値 (Bq/kg)
		県内	県外	不検出	25~50 (Bq/kg)	51~100 (Bq/kg)		
一般食品	119	92	27	119	0	0	0	100

### <総計>

検査 件数	内訳 <sup>※1</sup>		基準値以下件数	基準値 超過 (Bq/Kg)
	県内	県外		
155	109	46	155	0

※1 製造所（製造所固有記号による表示の場合は、製造者または販売者）等が県内であるか県外であるかにより区別したものです。

※2 簡易検査（スクリーニング法）にて50Bq/kgを超過した一般食品については、精密検査を実施し検査結果を確定します。その際は精密検査の検体数としてカウントされます。